

勤労者財産形成促進制度の概要

目 次

財形貯蓄の転職継続制度等の概要	・・・ 1
財形年金（住宅）貯蓄の契約要件について （契約締結年齢、据置期間関係）	・・・ 2
財形融資の仕組みについて	・・・ 3
事務代行制度について	・・・ 5

財形貯蓄の転職継続制度等の概要

1 転職継続制度の概要（勤労者財産形成促進法第6条第6項（同条第7項において準用する場合も含む）関係）

① 目的

勤労者財産形成貯蓄契約（一般財形貯蓄契約、財形年金貯蓄契約及び財形住宅貯蓄契約がある。以下「財形貯蓄契約等」という。）を締結している勤労者が、転職等をした場合に、転職等の前後で勤務先の財形取扱金融機関が異なっても、財形貯蓄契約等を継続できるようにすることを目的として、昭和63年から導入された。

② 内容

財形貯蓄契約等を締結している勤労者が、転職等による勤務先の異動が生じた場合に、異動の前後で勤務先の財形取扱金融機関が異なっても、1年以内に所定の手続を行えば、異動後の勤務先の財形取扱金融機関に預替えて財形貯蓄契約等を継続することができる（積立期間も通算される。）。

なお、この場合、財形年金貯蓄契約及び財形住宅貯蓄契約については、利子等に係る非課税措置が継続される。

2 特例自己積立制度の概要（勤労者財産形成促進法第6条第9項関係）

財形貯蓄契約を締結している勤労者が転職等による勤務先の異動が生じた場合に、当該事業主が構成員となっている事務代行団体（※）と勤労者との間で財形貯蓄契約に基づく払込代行契約を締結することにより、転職前に行っていた財形貯蓄契約を一定期間継続することができる制度であり、平成8年から導入された。

（※）厚生労働大臣の指定を受けて中小企業事業主の財形事務の受託を行う団体

財形年金（住宅）貯蓄の契約要件について （契約締結年齢、措置期間関係）

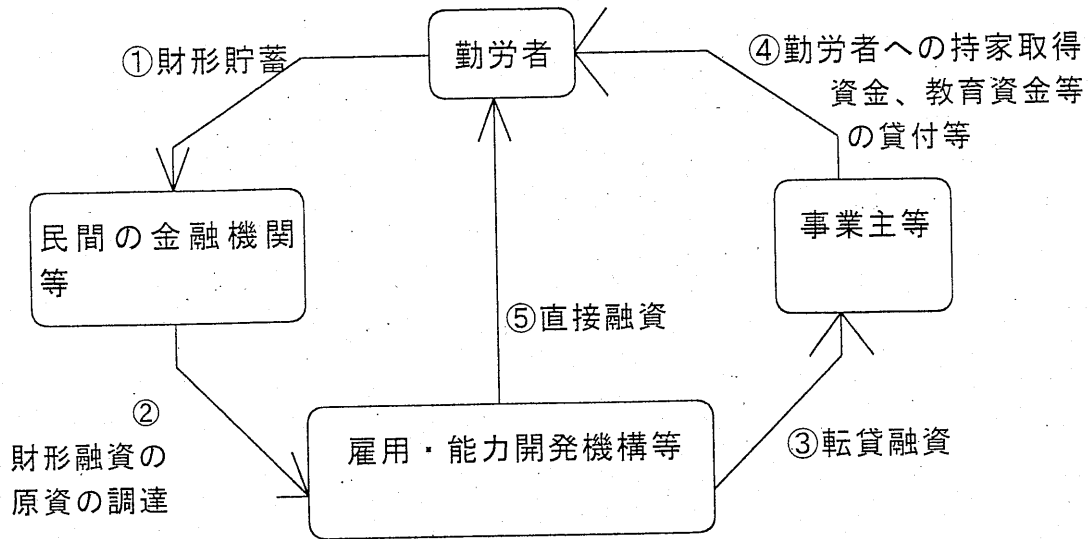
1 財形年金貯蓄の主な契約要件（勤労者財産形成促進法第6条第2項関係）

- ① 契約締結は満55歳未満の勤労者に限られること。
- ② 積立期間は5年以上とし、定期的に賃金からの控除（天引き）により、事業主を通じて積立でること。
- ③ 満60歳以降の契約所定の年金支払開始から5年以上の期間にわたって、年金として支払を受けること。
- ④ 1人1契約に限られること。
なお、積立期間と60歳以降の年金支払期間の間に、5年以内に限り据置期間を設けることができる。

2 財形住宅貯蓄の主な契約要件（勤労者財産形成促進法第6条第4項関係）

- ① 契約締結は満55歳未満の勤労者に限られること。
- ② 積立期間は5年以上とし、定期的に賃金からの控除（天引き）により、事業主を通じて積立でること。
- ③ 持家である住宅の取得若しくは増改築工事のための費用以外の払出し等をしないこと。
- ④ 1人1契約に限られること。

財形融資の仕組みについて



①財形貯蓄

- ・ 事業主を通じて定期的に給与天引きにより積立てる貯蓄で、用途が限定されない一般財形貯蓄、持家取得等を目的とする財形住宅貯蓄、老後の年金給付を目的とする財形年金貯蓄の三種類がある。

②財形融資の原資の調達

- ・ 雇用・能力開発機構等において民間の金融機関等の財形貯蓄取扱機関から、財形貯蓄総額の3分の1を上限に資金調達し、勤労者等に対して融資を行う還元融資。

③財形融資

- ・ 長期、低利の融資である（財形持家融資については1.52%、教育融資については2.07%（どちらも平成16年1月1日現在））。
- ・ 事業主等に対し、勤労者への持家取得資金等の貸付のための原資を貸し付ける転貸融資がある（⑤の直接融資に関して、教育融資について勤労者に直接貸付ける融資と、事業主において財形持家融資を行っていないため、転貸融資を受けられない勤労者に対し住宅金融公庫が直接貸し付ける融資がある。）。

④勤労者への持家取得資金、教育資金等の貸付等

- ・ 財形貯蓄を1年以上行っている勤労者が財形融資を利用することができる。
- ・ 持家融資については、事業主は、利子補給、低利融資等勤労者の負担を軽減する措置を行わなければならない。

財形転貸融資の負担軽減措置

内 容
①割賦償還の開始から5年以上、毎年機構からの借り入れ金相当額に対し、機構が貸し付ける利率から1%相当率（3万円を超えるときは、3万円を限度として計算した利率）を差し引いた貸付利率で貸し付けを行うこと。
②この資金と社内融資との併せ貸しを行う場合は、社内融資分の利子を金融機関等の住宅ローンよりも①と同等の援助を行える程度に低利とし、かつ、償還期間を5年以上とすること。
③割賦償還の開始から5年以内に、④に相当する額以上を一括して支給すること。
④割賦償還の開始から5年以上、毎年機構からの借入金相当額の1%相当額（3万円を超えるときは、3万円）以上の額を支給すること。
⑤勤労者がこの資金と併せて金融機関等から償還期間5年以上の条件で住宅資金を借り入れる場合、償還の日から5年間、毎年④に相当する額以上の利子補給を行うこと。
⑥事業主等が住宅又は住宅用の宅地（借地権を含む）を分譲する場合は、住宅にあつては標準譲渡価格から、宅地にあつては時価相当額からそれぞれ③に相当する額以上の額を控除して分譲すること。
⑦勤労者が事業主等以外の者から、償還期間を5年以上とする償還方法により住宅を取得した場合、償還の日から5年間、毎年④に相当する額以上の利子補給を行うこと。
⑧福利厚生会社を利用すること。

事務代行制度について

1. 事務代行制度の概要

中小企業における財形制度の普及促進を図ることを目的に、中小企業事業主が、事務負担感を感じることなく容易に財形制度を導入できるよう、事業主団体が、その構成員である中小企業事業主の委託を受けて財形事務を代行することができる制度（事務代行制度）を設けている。

なお、事務代行団体として指定を受けるためには、法人である事業主団体であることその他一定の基準を満たすことが必要である。具体的には、商工会議所、商工会、勤労者福祉サービスセンター、事業協同組合等が対象となる。

2. 事務代行団体指定実績

	件数 (件)
平成9年度	2
平成10年度	16
平成11年度	21
平成12年度	8
平成13年度	12
平成14年度	13
累 計	72